

## 計画等の案の概要

名 称	静岡県屋外広告物規制地域の指定		
公表するもの	静岡県屋外広告物規制地域の指定案		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合は その募集期間	平成30年6月12日(火)～平成30年7月9日(月)
	<input type="checkbox"/> 無		
担当課等名	交通基盤部都市局景観まちづくり課		電話番号 054-221-3702
位置づけ	総合計画	7-3 美しい景観の創造と自然との共生 (1) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成	
	施策展開表	(大項目) 規制区域その他屋外広告物制度の見直し	(中項目) 規制区域の見直し
審議会等の名称	静岡県屋外広告物審議会		
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置について必要な規制内容を定めています。</p> <p>このたび、供用開始により交通量が増加している道路の区間について、周辺の良好な景観の形成及び風致の維持のために、当該地域を、屋外広告物の表示等を制限する地域として指定することとしました。</p> <p><b>2 指定案の骨子</b></p> <p>(1) 規制する区間及び地域、規制理由等</p> <p><b>ア 一般国道150号</b></p> <p>(ア) 指定する区間及び地域</p> <p>焼津市の県道静岡焼津線との交差点から焼津市道祢宜島一色線との接続点までの区間の道路及び道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）</p> <p>(イ) 規制内容</p> <p>普通規制地域（屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に許可を要する地域）</p> <p>(ウ) 指定及び追加理由</p> <p>当該路線は、新たに一部を供用開始した道路であり、交通量が増加しており、今後多くの屋外広告物の設置が見込まれます。</p> <p>そのため、(ア)の区間及び地域を規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。</p> <p><b>イ 県道焼津榛原線</b></p> <p>(ア) 指定する区間及び地域</p> <p>牧之原市道細江1号幹線との接続点から牧之原市細江の一般国道150号との交差点までの区間の道路及び道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）</p> <p>(イ) 規制内容</p> <p>普通規制地域（屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に許可を要する地域）</p>			

(ウ) 指定及び追加理由

当該路線は、新たに一部を供用開始した道路であり、交通量が増加しており、今後多くの屋外広告物の設置が見込まれます。

(ア)の区間は既に普通規制地域の範囲内ではありますが、(ア)の区間及び地域を規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

(2) 施行予定日

上記規制は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て、平成30年9月1日から施行する予定です。

(3) 新旧対照表、規制図

別添のとおり

〈参考〉

- ・普通規制地域(静岡県屋外広告物条例第5条)

屋外広告物の表示等をするには、知事(市部にあつては市長)の許可を要する地域  
屋外広告物の形態ごとに高さ、表示面積等の基準が定められています。